

## 第4章

# 移動等円滑化の基本的な考え方

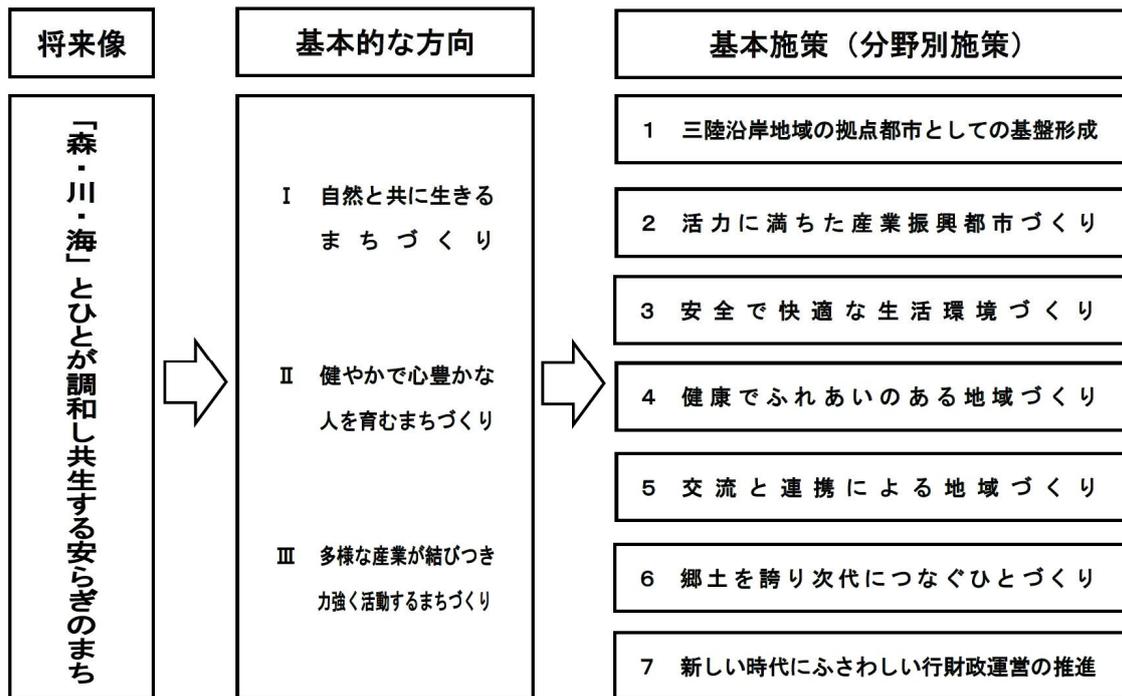
---



# 1. 基本的な考え方

宮古市総合計画では、都市の将来像として『「森・川・海」とひとが調和し共生する安らぎのまち』を掲げ、「自然と共に生きるまちづくり」「健やかで心豊かなひとを育むまちづくり」「多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり」を基本的な方向とし、7つの基本施策を定めています。

## ■将来像・基本的な方向・基本施策の体系図



図：将来像・基本的な方向・基本施策の体系図

出典：令和2年3月 宮古市総合計画

宮古市総合計画の将来像、基本的な方向性を踏まえ、だれもが住みやすく健やかで心豊かな生活ができる環境を整えるため、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立った、ひとにやさしいまちづくりを推進します。特に、様々な人が利用する交通結節点・公共交通施設を含めた駅周辺エリアにおいて、バリアフリー化を推進します。

また、ソフト面の整備として、高齢者や障がい者等、だれもがやさしさと思いやりをもちながら、一人ひとりが相互に理解しみんなで支え合う社会を目指し、「心のバリアフリーの推進」に取り組めます。

## 2. 基本理念・基本方針

前項の基本的な考え方に基づき、本市のバリアフリー化の推進にあたっての基本理念と3つの基本方針を以下のように定め、バリアフリーの取組を展開します。

### 基本理念

**だれもが安全で快適に生活できる**

**人と人が調和し共生する安らぎのまち**

#### ○だれもが安全で快適に生活できる

障がいの有無、年齢、性別、人種に関わらず、だれもが「安心・安全」に生活できる生活環境を目指して、交通結節点・公共交通施設を中心としたハード面のバリアフリー化に取り組めます。

#### ○人と人が調和し共生する安らぎのまち

高齢者や障がい者等に対して、だれもがやさしさと思いやりをもち、一人ひとりが相互に理解し、みんなで支え合いながら共生する社会を実現するために、ソフト面のバリアフリー化に取り組めます。

### 基本方針

#### 【基本方針①】

**交通結節点・公共交通施設等のバリアフリー化の推進**

#### 【基本方針②】

**継続的かつ段階的なバリアフリー化の推進と検証**

#### 【基本方針③】

**一人ひとりが互いを理解し支え合う**

**心のバリアフリーの推進**

## 【基本方針①】 交通結節点・公共交通施設等のバリアフリー化の推進

○高齢者、障がい者、子ども、外国人など、多くの人が利用する交通結節点・公共交通施設において、だれもが安心・安全そして快適に利用できるようバリアフリー化を推進します。また、公共交通施設と駅周辺的生活関連施設を結ぶ主要経路についても整備を実施し、面的・一体的なバリアフリー化を推進します。

### 【具体的な方向性】

- ・様々な人が利用する交通結節点・公共交通施設について、その当事者の意見を反映したバリアフリー化を推進します。
- ・施設と駅周辺的生活関連施設を結ぶ主要な動線についても整備を実施し、面的・一体的なバリアフリー化を図ります。

## 【基本方針②】 継続的かつ段階的なバリアフリー化の推進と検証

○バリアフリー化は、費用面や設備内容により、短期間で整備を完了させることが難しい場合もあるため、継続的に整備を推進します。また、地域の状況を考慮し、ハード・ソフト両面の施策を柔軟に取り入れて、段階的にバリアフリー化を推進します。これらの取組を着実に推進するために、PDCA サイクル（計画・実施・評価・改善）による検証を定期的実施し、評価結果に応じてマスタープランの見直しや新たな取組を実施します。

### 【具体的な方向性】

- ・施設所有者・管理者とバリアフリー化の方向性について共有を図ります。
- ・市民からの意見や社会情勢などを考慮し、現状に則した計画となるようマスタープランを定期的に見直し、継続的かつ段階的にバリアフリー化を進めていきます。

## 【基本方針③】 一人ひとりが互いを理解し支え合う

### 心のバリアフリーの推進

#### ■移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保が果たす役割

○だれもが、安心して快適に生活できる日常生活や社会生活を実現するためには、施設整備（ハード面）だけではなく、市民一人ひとりが、高齢者や障がい者等の特性、バリアフリーについて理解を深め、相互に支え合う「心のバリアフリー」（ソフト面）（※）の推進をしていくことが非常に重要です。

※市民や生活関連施設の職員等の関係者が、困っている高齢者や障がい者等を手助けすること

※車両の優先席、車椅子利用者用駐車施設等の移動等円滑化が図られた施設を高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう配慮すること など

○「心のバリアフリー」の理解促進及び協力の確保を図るために、本市は、市民、生活関連施設の職員等の関係者に対して、教育・啓発活動（※）を実施します。

※移動等円滑化促進地区内の施設設置管理者等についても、教育・啓発活動の実施を働きかけます

#### ■住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する関係者の取組

##### 【具体的な方向性】

- ・イベント等の体験を通して、高齢者や障がい者等の特性、バリアフリーについて理解を深めることができるよう、「心のバリアフリー」の啓発促進に努めます。
- ・市職員による出前講座等により、「心のバリアフリー」の理解促進に努めます。
- ・各種取組の紹介や市広報・HPにより、「心のバリアフリー」の周知を推進します。